自由民主党	支部の数	七二四六	七二四七
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四六	七二四七
	支部の数	七二四七	七二四六
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四七	七二四六
	支部の数	七二五二	七二四七
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二五二	七二四七
国民新党	支部の数	八七	八八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	八七	八八
新党改革	支部の数	六	八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六	八
民主党	所属国会議員の住所		
	石田　勝之	埼玉県川口市大字里三四二	埼玉県鳩ヶ谷市大字里三四二
	石森　久嗣	栃木県宇都宮市富士見が丘二―一三―二	栃木県宇都宮市富士見が丘二―三―一五
	今井　雅人	岐阜県美濃加茂市太田町二二九一―七	岐阜県下呂市門和佐一〇四五―四
	大谷　啓	大阪府松原市松ケ丘四―一五―二	大阪府松原市西野々一―一〇―二
	大谷（大谷）信雪（信盛）	大阪府茨木市彩都やまぶき四―一〇―五	大阪府茨木市市大池一―七―七
	岡本　英子	神奈川県横浜市神奈川区西神奈川三―四―三	神奈川県横浜市神奈川区六角橋五―一一―九
	加藤　学	長野県飯田市高羽町二―二―七	長野県飯田市座光寺四五九六―一
	川口　浩	茨城県取手市新取手二―二―四	茨城県取手市戸頭三―一四―一〇
	坂口　岳洋	山梨県笛吹市石和町今井二九六―三	山梨県笛吹市石和町今井二九五―四
	末松　義規	東京都小平市花小金井一―八―二	東京都小平市花小金井一―八―二
	長島　一由	神奈川県逗子市新宿一―四―三〇	神奈川県逗子市桜山九―三―四一
	長妻　昭	東京都中野区本町一―三二―一	東京都練馬区桜台二―三二―七
	平山　泰朗	東京都足立区足立三―一八―五	東京都足立区足立一―三八―二
	藤田　憲彦	東京都大田区山王三―三七―六	東京都大田区新蒲田一―一五―一〇
	村上　史好	大阪府大阪市鶴見区鶴見一―六―五九	大阪府守口市河原町一五―八
	森山　浩行	大阪府堺市堺区向陵西町一―六―二八	大阪府堺市堺区向陵西町一―六―二八
	山花　郁夫	東京都調布市柴崎二―一二―三	東京都調布市西つつじケ丘一―五二―八
	山本　剛正	福岡県飯塚市大日寺四一四―六四	福岡県飯塚市伊川八二―一二九
	柚木　道義	岡山県倉敷市玉島道口六三〇―九	岡山県倉敷市西中新田五四八
	鷲尾英一郎	新潟県燕市井土巻二―四一	新潟県燕市白山町三―二六―一九
	岡崎トミ子	宮城県仙台市若林区五橋三―一―三	宮城県仙台市青葉区二日町一八―二五
	津田弥太郎	長野県茅野市中大塩三―四九	長野県茅野市中大塩九―三二
	中谷　智司	徳島県徳島市南末広町四―一四―五	徳島県徳島市南末広町四―一四―五
	支部の数	五九五	五九七
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五九五	五九七

備考　平成二十四年一月十三日に、新党改革から、法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数の訂正があり、平成二十四年総務省告示第七十四号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件）において告示されたことから、平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定により政党の届出があったので公表する件）において告示した新党改革の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一減少した数となっている。

○総務省告示第七十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十四年一月一日現在における届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

総務大臣　川端　達夫

一　公明党

(一)	政党の名称	公明党（こうめいとう）（略称　公明（こうめい））
(二)	主たる事務所の所在地	東京都新宿区南元町一七
(三)	代表者	氏名　山口那津男　住所　東京都葛飾区西亀有一―一四―四　生年月日　昭和二十七年七月十二日　選任年月日　平成二十一年九月八日　届出年月日　平成二十四年一月十三日